

法律事務今昔

法律事務所職員

小林 美智子

法律事務所に就職して30年以上過ぎた。当時と現在では事務処理ひとつとっても大分様変わりした。思いつくままに書いてみよう。

**ワープロソフトが無かった時代の
文書作成は…**

当初、私は和文タイプのタイピストとして裁判用の文書作成に携わっていた。1文字ずつ直接印字してゆくので、正確に打つことが重要で、もし間違えると訂正が大変、そのページ全体をやり直しということもあった。弁護士は悪筆が多く読み下すだけでも一苦労だったし、くずし字を読み違えて、一度訂正したものを更に訂正しなおすという失敗もあった。

今は、ワープロソフトのおかげで、何度でも訂正可能となり、もし、漢字を忘れてもパソコンが考えてくれるので大丈夫、頭脳が退化するのではないかと心配になる。

**和文タイプも青焼コピーも
たった30年で消え去った**

当時あって今は無いものとして、青焼コピーを思い出す。感光紙と現像液を使ってコピーするので、出来上がったばかりのコピーは湿っていて温かった。今はどこの事務所も普通紙コピーになった。しかもカラーコピーまでできる。当時もカラーコピーはあったが、機械が大きくて使えるところが限られていたため、1枚のカラーコピーのために半日かかりで機械の製造元のショールームがある銀座のほうまで行ったのを覚えている。

たった30年で和文タイプも青焼き複写機もこの業界から消え去った。見た事も聞いた事もないという事務員が多いのではないだろうか。

**待ち望んだシステム化で
事務処理は便利に**

都税事務所の評価証明書交付のオンライン化や、登記の登記情報交換システムは、私たちが長年待ち望んできたことだ。

仮処分や仮差押事件の申し立ての時、債権者の法人登記、債務者の法人登記、第三債務者の法人登記、あるいは不動産の登記、不動産の評価証明、これらをそれぞれの管轄の役所に直接とりに行くとすると、1人では1日で回りきれなかった。手分けをして昼休みも移動に費やし走り回った。今は最寄の登記所で大部分の謄本がそろうようになった。

つい最近まで公図のコピーは自分で原本の上に薄紙をのせてフリーハンドで写しとるという原始的な方法が行なわれていた。今は登記所に備え付けの機械でコピーできる。本当に便利になった。

**この先にはどんな進化が
知りたいような、知りたくないような**

近い将来、電子訴状、準備書面のデータ送信、証拠のPDFファイル化などということが可能になり、ますますOA化が進むのだろうと想像する。

でも、このような情報システムが電力などのエネルギー供給とネットワークの完備を前提にしているとすれば、もしエネルギーの枯渇とかネットワークの不具合が起きたらどうなるのだろうか。30年前に処分した和文タイプを探して再登場させるか？ いやいや更に進歩したシステムを考え出すに違いない。

10年一昔と言うが、21世紀の30年は大昔なのかもしれない。

だとしたらこの先30年、どんな進化を遂げるのだろうか。知りたいような、知りたくないような心境である。